

大網白里市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年（2014 年） 9 月
大網白里市

目 次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
5. 対策推進のための役割分担	9
6. 市行動計画の主要6項目	12
(1) 実施体制	12
(2) 情報提供・共有	12
(3) まん延防止に関する措置	14
(4) 予防接種	15
(5) 医療	16
(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	19
7. 発生段階	19
III. 各段階における対策	22
1. 未発生期	22
(1) 実施体制	22
(2) 情報提供・共有	23
(3) まん延防止に関する措置	23
(4) 予防接種	24
(5) 医療	25
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	26
2. 海外発生期	28
(1) 実施体制	28
(2) 情報提供・共有	29
(3) まん延防止に関する措置	29
(4) 予防接種	30
(5) 医療	30
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	31
3. 国内発生期（県内未発生期）～県内発生早期	33
(1) 実施体制	33
(2) 情報提供・共有	34
(3) まん延防止に関する措置	34
(4) 予防接種	36
(5) 医療	36
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	37
4. 県内感染期	40
(1) 実施体制	40
(2) 情報提供・共有	41
(3) まん延防止に関する措置	41

(4) 予防接種	43
(5) 医療	43
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	44
5. 小康期	48
(1) 実施体制	48
(2) 情報提供・共有	49
(3) まん延防止に関する措置	49
(4) 予防接種	49
(5) 医療	49
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	50

I はじめに**(1) 新型インフルエンザ等の発生と危機管理**

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルスに人が感染し死亡する例も報告されてきたが、2009年（平成21年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一般的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、2013年（平成25年）3月に、これまで報告されることがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者もでてきている。このようなことから、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

(2) 新型インフルエンザ等対策の経緯

わが国では、2005年（平成17年）に、「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）」が、世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画（Global Influenza Preparedness Plan）に準じ策定された。その後、2008年（平成20年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）に改定された。

同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性の低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、2011年（平成23年）9月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、2013年（平成25年）4月に施行された。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

（３）政府行動計画の作成

国は、特措法第 6 条に基づき、2013 年（平成 25 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

（４）千葉県行動計画の作成

県においても、2005 年（平成 17 年）11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく政府行動計画の作成を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、2013 年（平成 25 年）11 月に抜本的に改定された。

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は政府行動計画を踏まえ、県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、付随するマニュアルを作成し、具体的な対応を図る内容となっている。

（５）大網白里市行動計画の作成

大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）は、特措法第 8 条に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の基本方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

市では、本行動計画を基にマニュアルを作成するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の具体化を図り、選択肢を示すものとする。さらに、市においては、本行動計画等に基づき、出先機関を含め、全庁が一体となって取組を推進し、対策を実施するものである。

なお、本行動計画の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画、県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直しを行い、また、政府行動計画、県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

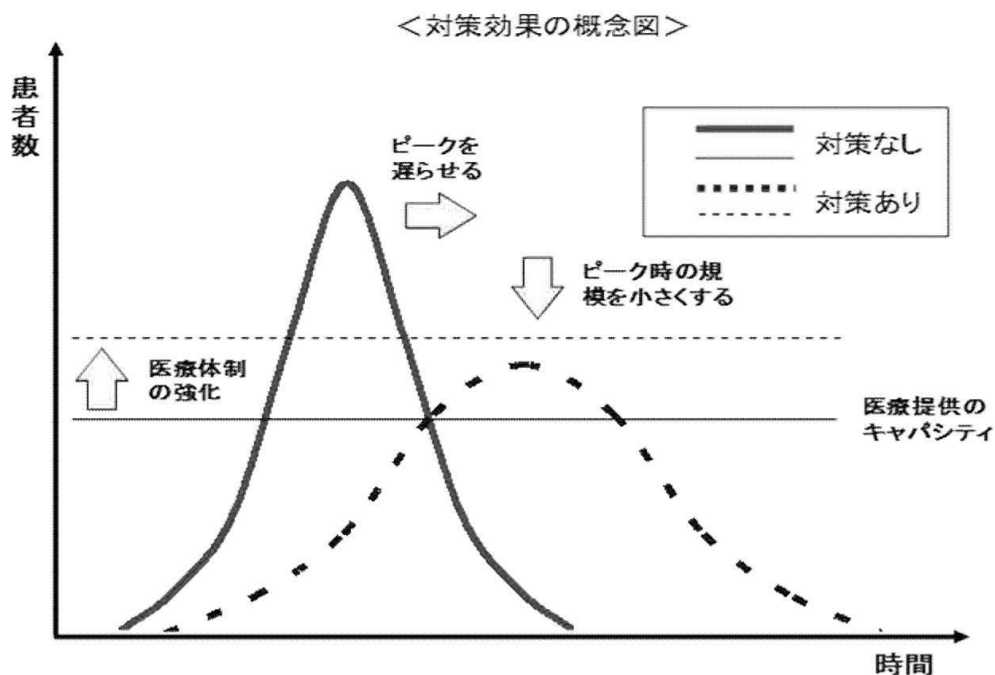
なお、本行動計画は、国や県の基本方針を理解できる形にするため、県全体の状況についても述べている。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染症拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。市は、日本の玄関口である成田国際空港からの距離が近く、その懸念は小さくないと考えられる。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。
 - ・ 地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市においては、科学的知見及び国や県、他自治体等の対策も視野に入れながら、国際空港との距離等の環境的な条件、新興住宅地への人口集中と高齢化地域の存在等を把握したうえで、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- ・発生前の段階では、水際対策の協力体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、わが国が島国であるとの特性を生かし、国が行う検疫（特に本市の近くにある成田国際空港）の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- ・国内発生早期の段階では、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活、市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

臨機応変に対処していくことが求められる。

- ・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のため適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

大網白里市長を本部長とする、大網白里市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、千葉県対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行い、また、政府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

(4) 記録の作成・保存

発生した段階で、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成22年国勢調査では、大網白里市の人口50,113人で、千葉県的人口6,216,289人の0.8%、全国人口128,057,352人の0.04%）に当てはめることで、被害想定を行った。

想定条件 り患率：25%
 致命率：アジアインフルエンザ等を中等度0.53%
 スペインインフルエンザを重度 2.0%

○人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数(上限値)は、約5千1百人(人口比10.2%)～9千7百人(同19.5%)と推計。

○入院者数及び死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、国が推計した患者数から上限値を推計した。

- ・中等度の場合は、入院患者数の上限値は約200人(人口比0.4%)、死亡者数の上限値は約50人(人口比0.1%)と推計
- ・重度の場合は、入院患者数の上限値は約800人(人口比1.6%)、死亡者数の上限値は約250人(人口比0.5%)と推計

○流行が各地域で約8週間続くという仮定の下で、国の示した入院患者の発生分布から推計すると、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は市内で約50人(流行発生から5週目、人口比0.1%)となり、重度の場合では、1日当たりの最大入院患者数は約

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

150人（人口比0.3%）となる。

○これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する。

○これらの想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。

○新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・全市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のために役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割については以下に示す。

1. 国

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 千葉県

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。

II 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3. 大網白里市

住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。

また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

対策を実施するに当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

4. 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

5. 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【感染症指定医療機関等医療機関】

新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等への診療体制を含めた診療継続体制を確保するため、業務計画を策定する。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に定めるところにより、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供する。

【県医師会】

業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時には、特定接種・住民への予防接種及び患者の診療等を行う。

【その他の医療関係団体】

それぞれの業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する。

【社会機能の維持等に関わる事業者】

電気・ガス・水道等の事業者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点か

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

ら、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から業務計画を策定し、従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画を実行し、可能な限り、その活動を継続する。

6. 登録事業者（特措法第28条）

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う、医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等の登録事業者は、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

8. 個人

新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的実践する。

6. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、(1) 実施体制、(2) 情報提供・共有、(3) まん延防止に関する措置、(4) 予防接種、(5) 医療、(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置の6項目に分けて立案している。各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、安全対策課と健康増進課が中心となり、全ての部局が協力する全庁一体となった取組を推進し、発生時には国、県、市、指定（地方）公共機関と連携して、対策を強力に推進する。

新型インフルエンザ等の発生前においては、「大網白里市新型インフルエンザ等対策連絡会議」等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組を推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等発生前から本行動計画の作成等において医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

(2) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、大網白里市ホームページ、広報紙、防災行政無線やマスメディア等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

媒体の活用に加え、市から直接市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、メールサービス、防災行政無線等を活用する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部における広報班を中心としたチームを設置し、広報担当責任者が適時適切に情報を提供する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲におさめることにつながる。こうしたまん延防止対策の効果により医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となると期待される。

個人対策や、地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせることで行われる。まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市内での対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策について

個人における対策については、県では国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。市では、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力するとともに、手洗い・うがい・マスク着用・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、主に国内発生早期において、県内が措置を実施する地域に指定された場合、必要に応じ、県が不要不急の外出自粛要請を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

そのほか、海外で発生した場合、国は、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしている。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、特に、県は成田国際空港や千葉港を擁しており、市においても全国で最も早く患者が発生する可能性があり、患者発生以降に行うまん延防止対策を、一連の流れをもって実施するための体制の整備を図ることが必要である。

(4) 予防接種

(ア) ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

なお、国において、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進する。

(イ) 特定接種

(イ) - 1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」で基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(イ) - 2) 特定接種の接種体制について

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は当該地方公務員の所属する県又は市が実施主体となる。実施については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、県及び市は接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

(ウ) 住民接種

住民接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行う。一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により行う。

実施主体は市であり、原則として集団的接種により実施する。このため、未発生期から接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築しておく。

特定接種対象者以外の接種対象者については、①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者、の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、政府対策本部が決定する。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提

供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

(イ) 未発生期における医療体制の整備について

県は、二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、保健所設置市と連携を図りながら、健康福祉センター（保健所）が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置（地域健康危機管理推進会議を活用等）し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

また、帰国者・接触者相談センター（発生国からの帰国者や患者の接触者等を対象とした相談センター）の設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来（発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関や臨時の医療施設を設置するための公共施設等のリストをあらかじめ作成する等、設置の準備を行う。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともにまん延防止対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県内における感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく。また、発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等の診療は、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で実施することが原則となるが、流行の初期段階では、特定の医療施設への患者の誘導策を実施する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

II 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

医療体制については、千葉県ホームページや県民だより等の広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」からも情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制についても整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地区医師会、小児科医会等の専門医会、中核病院等の関係機関のネットワークを構築する。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、薬剤師、看護師等その他、特措法施行令（以下「政令」という。）で定める医療関係者に対し、県知事は医療を行うよう要請等することができる。

国及び県は要請等に応じて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準により、その実費を弁償する。また、要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

国は諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、国及び都道府県において計画的かつ安定的備蓄を進めるとしている。このため、県は割り当てられた備蓄目標について計画的に備蓄を進める。

国は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、今後、備蓄薬を追加・更新する際に他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしている。県は、国の指示等に従い、状況に応じた薬剤の備蓄を進める。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、職場で多くの欠勤者が出るのが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活・市民経済への影響を最小限とできるよう、県、指定地方公共機関、各登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、その他事業者においても事前の準備を行うことが重要であるので、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。県は、2009年に「企業・団体等における新型インフルエンザ対策のためのガイドライン」を作成し、周知を図り、必要に応じ改定することとしている。

新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策を実施しまん延防止に努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。また、事業の継続が社会的に求められている医療従事者等の登録事業者に対しては、国からの要請があった場合、市、及び県が特定接種等の支援を行う。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

本行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内（県内）での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、WHOの情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定し、それを公表する。

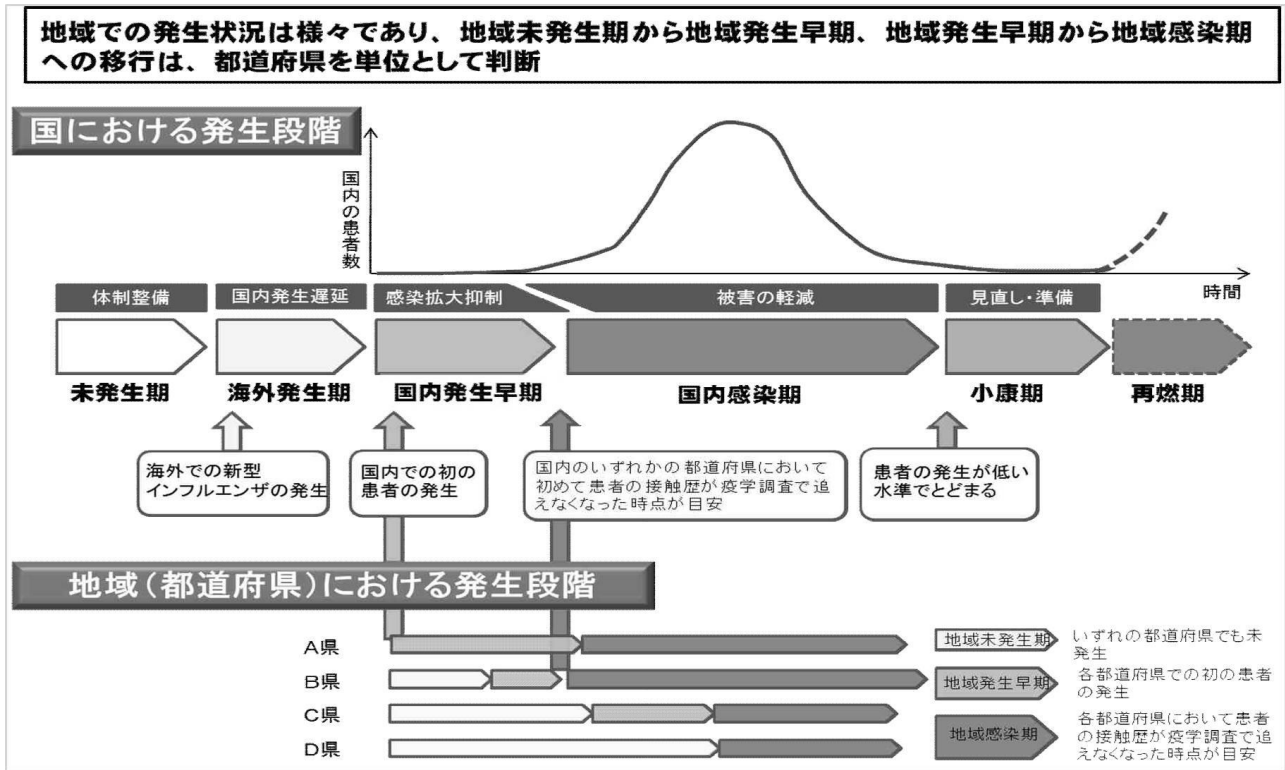
国が決定した発生段階の状況と県及び市の状況が異なる場合は、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県が発生段階を定め、その移行についても、必要に応じて県が判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要である。

II 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

《国及び県における発生段階》

※政府行動計画より転載



Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

《国及び県における発生段階》

※県行動計画より転載

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内・県内発生早期	【国内発生早期】（国の判断） 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、 全て患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、 県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内・県内感染期 ※感染拡大～まん延～患者の減少	【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

1. 未発生期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p>○目的</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>○対策の考え方</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・県・市等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

(1) 実施体制

[行動計画等の作成]

- ・ 市は特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し必要に応じ見直していく。

[体制の整備と県等との連携強化]

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた大網白里市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）の策定等を進める。
- ・ 県や周辺市町村等との連携を図るため、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(2) 情報提供・共有

[継続的な情報提供]

- ・市は新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の、インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ・業務継続計画策定・評価に関わる職員等を対象に研修会等を開催し、最新の情報提供に努める。

[体制整備]

- ・コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
 - ①市は新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体については、ホームページ、広報紙、区長回覧等複数の媒体を用いることとする。
 - ②メディア等への一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築し、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することとする。
 - ③情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かすこととする。
 - ④関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
 - ⑤新型インフルエンザ等発生時に様々な相談に応じるための「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置できるよう準備する。

(3) まん延防止に関する措置

[対策実施のための準備]

(個人レベルでの対策の普及)

- ・市は手洗い、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑われる場合は、健康福祉センター（保健所）や市役所に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について理解促進を図る。

(地域対策・職場対策の周知)

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(衛生資器材等の供給状況の把握)

- ・ 県は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通・在庫等の状況を把握する体制を整える。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(水際対策への協力)

- ・ 県では、国から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力し、検疫所等との十分な連携が必要なことから、「成田国際空港保健衛生協議会」等を通じて検疫所や関係機関との情報の共有や連携の確認を行う。
- ・ 市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 予防接種

[予防接種]

(ワクチンの供給体制)

- ・ 県は、国の要請により、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するとともに、事業者に対して、登録作業に係る周知を行い、併せて、登録事業者の具体的地位や義務等を周知する。
- ・ 市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[接種体制の構築]

(特定接種)

- ・ 県は、国の要請に基づき、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。
- ・ 市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。

(住民接種)

- ・ 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・ 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定等を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能とするよう努める。そのため、県は技術的支援を行う。
- ・ 市は、速やかに接種することができるよう、山武郡市医師会、事業者、学校関係者と

協力し、国から示される具体的なモデルを活用し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

[情報提供]

- ・ 県は、国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

(5) 医療

県は、医療に関して次の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

[地域医療体制の整備]

- ・ 医療体制の確保について国の示す具体的なマニュアル等により、県医師会等の関係機関と調整する。また、健康福祉センター（保健所）は、地域における医療提供体制の整備を行う。
- ・ 市は二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、健康福祉センター（保健所）が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置（地域健康危機管理推進会議を活用等）し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

[県内感染期に備えた医療の確保]

- ・ 県は、県内感染期に備え、以下を実施する。
 - ①全ての医療機関に対して、国の示すマニュアル等を参考に、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。
 - ②指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関を含む医療機関または公的医療機関等（国立病院機構、国立大学付属病院、公立病院日赤病院、済生会病院、労災病院等）が入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。
 - ③保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
 - ④入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
 - ⑤地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
 - ⑥社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

[手引き等の策定、研修等]

- ・ 県は、健康福祉センター（保健所）及び医療機関、その他関係機関と協力し、新型インフルエンザ等患者の県内発生を想定した研修や訓練を行う。
- ・ 県は、国が新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策や患者の移送等に関する手引き等を策定した場合は、医療機関に周知する。

[医療資器材の整備]

- ・ 県は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。
- ・ 県は、国からの要請に応じ、医療機関等において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上で、必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努める。

[検査体制の整備]

- ・ 県は、県衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査等を実施する体制を整備するとともに、必要に応じ、国から技術的支援を受ける。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄]

- ・ 県は、国が示す基準に基づき、県が備蓄すべき抗インフルエンザウイルス薬の種類と量を決定し、備蓄を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備]

- ・ 県は、県内の医薬品卸売販売業者等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量を把握する。また、必要に応じて、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[業務計画等の策定]

- ・ 県は、指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、業務の継続や縮小についての計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請するとともに、指定地方公共機関及び登録事業者の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針が国から示された場合は周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[物資供給の要請等]

- ・ 県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関、登録事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援]

- ・市は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

[火葬能力等の把握]

- ・県は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[物資及び資材の備蓄等]

- ・県、市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

2. 海外発生期
<p>○状況 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</p>
<p>○目的 1) 新型インフルエンザ等の県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>○対策の考え方 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内、及び県内で発生した場合には、患者を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、市民に準備を促す。 5) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

(1) 実施体制

[体制強化等]

- ・ 国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。
- ・ 未発生期同様、国内での発生に備え、準備を行う。
- ・ 県は、必要に応じて医療機関等の出席を求め、「県対策連絡会議・専門部会」を開催して情報の共有を図るとともに、必要な協力依頼を行う。
- ・ 県は、国が特措法第15条に基づき政府対策本部を設置した場合には、特措法第22条に基づき、直ちに県対策本部を設置する。
- ・ 県は、国が決定した基本的対処方針等を考慮し、必要な体制を強化するため県対策本部会議を開催する。
- ・ 県は、各指定地方公共機関、登録事業者、その他事業者等に対し、県内での発生に備えて、職場における感染防止や事業体制の維持に向けて、情報収集や事業継続計画の運用の準備を要請する。

(2) 情報提供・共有

[情報提供]

- ・市は、県等と連携して、市民に対して、国が示した海外の発生状況や県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、ホームページ、防災行政無線等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、手洗い、マスク着用等の感染対策が必要であることを市民に周知する。
- ・必要に応じて、新型インフルエンザ等における対応状況等について、報道機関等に情報提供する。
- ・市は、広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部が調整する。

[相談窓口の設置]

- ・市は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。
- ・市の相談窓口寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえ、市民等がどのような情報を必要としているか把握し、県等と連携して情報収集を図る。

[情報共有]

- ・市は、国が設置した地方公共団体等との問い合わせ窓口を利用するなどして、国、県や関係機関等との情報共有を行う。

(3) まん延防止に関する措置

[県内でのまん延防止対策の準備]

- ・市は、県が進める、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備えた、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備に適宜、協力する。
- ・県は、成田空港検疫所や東京検疫所千葉検疫所支所との情報の共有や連携の再確認を行う。また、日本に向かう航空機・船舶から、新型インフルエンザ等様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留・健康監視等についても、確認する。検疫所において、新型インフルエンザ等患者が確定され、検疫法に基づく通知を受けたときは、県は、感染症法に基づき、県内に居住する入国者に対する積極的疫学調査を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 予防接種

[ワクチンの供給]

- ・ 県は、ワクチンの供給予定等の情報などを県医師会や市町村等の関係機関に周知するとともに、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

[接種体制]

(特定接種)

- ・ 市は、県等と連携し、国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。

(住民接種)

- ・ 市は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・ 市は、国の要請を受け、全市民が、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、本行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

[情報提供]

- ・ 市は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

[新型インフルエンザ等の症例定義]

- ・ 県は、国から示された新型インフルエンザ等に関する症例定義等について、医療機関などの関係機関に周知する。

[医療体制の整備]

- ・ 県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者については、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診療を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ・ 県は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で診療にあたるよう体制を整備する。
- ・ 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに健康福祉センター(保健所)に連絡するよう要請する。

Ⅲ 各段階における対策 2. 海外発生期

- ・ 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所へ送付し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所において確認を行う。
- ・ 検査結果等から、新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき、管轄の健康福祉センター（保健所）又は保健所が入院勧告を行う。

[帰国者・接触者相談センターの設置]

- ・ 県は、帰国者・接触者相談センターを新型インフルエンザ等相談窓口内に設置する。
- ・ 県は、国と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従って、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

[医療機関等への情報提供]

- ・ 県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[検査体制の整備]

- ・ 県は、県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を実施するための検査体制を確立する。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等]

- ・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・ 県は、国から指示があった場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。
- ・ 県は引き続き、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行い、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[事業者の対応]

- ・ 県は、登録事業者及びその他の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するよう要請する。
- ・ 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。
- ・ 指定地方公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、国が示した場合、県は必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。
- ・ 市は、市民からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[遺体の火葬・安置]

- ・市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるよう準備を行う。

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

<p>3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期</p>
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内発生早期（県内未発生期） 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。 ・ 県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が緊急事態宣言を行った場合は、市内、及び県内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。 5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

[対策の決定]

○国内発生早期（県内未発生期）

- ・ 市は、国内で最初の患者が発生した旨の連絡を受けた場合には、速やかに担当者会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・ 市は、国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置する。

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

○県内発生早期（最初の国内患者の発生が本県の場合を含む。）

- ・県内で初めて患者が発生した場合には、直ちに、市対策本部会議を開催し、状況を確認するとともに、当面実施すべき具体的な対策を決定する。必要に応じて、市対策本部会議の前に大網白里市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下、「市連絡会議」という。）を開催し、情報の共有等を図る。

（2）情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・市は、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの个人防护を行うことが必要であることを市民に周知する。
- ・市は、県等と連携して、国等からの情報等をもとに、国内・県内での発生状況や具体的な対策等について、対策の実施主体等を明確にしながらかかりやすく詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行うとともに、ホームページ等により、国のQ&A等を関係機関や市民に周知する。
- ・市は、県と連携して学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に市民に提供する。
- ・市は、対策本部に広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対象の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

〔情報共有〕

- ・市は、インターネット等を活用し、国や県、関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

〔相談窓口の充実・強化〕

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口を充実強化するとともに、国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

（3）まん延防止に関する措置

〔県内でのまん延防止対策〕

○国内発生早期（県内未発生期）

- ・県及び市は、県内発生に備え、引き続き、海外発生期の対策を行う。

○県内発生早期（最初の国内発生が本県の場合を含む。）

- ・県は、県内で患者が発生した場合は、国へ報告するとともに、感染症法に基づき、

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

新型インフルエンザ等の患者への対応（入院措置、治療、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等）等を行うことで、まん延防止対策を図る。市は、必要に応じて、適宜、協力する。

・市は、県等と連携し、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ② 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策を呼びかけるよう要請する。

・市は、県等と連携し、病院、高齢者や障害者の施設等、重症化の要因となる基礎疾患を有する者が集まる施設や、治療や感染の拡大防止に困難を伴う者が入所する施設、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ① 県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ・住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ② 新型インフルエンザ等が、県内において、世界で初めて確認された場合、県は地域における重点的な感染拡大防止策の実施の可否についての国の検討を基に、国と連携して、措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

（４）予防接種

（住民接種）

- ・市は、県と連携して、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、山武郡市医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を県や国に提供する。
- ・市は、接種の実施にあたり、国、県と連携して、健康福祉センター（保健所）・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・市は、国が基本的対処方針の変更を行ったのち、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する市民に対する臨時の予防接種を実施する。

（５）医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【医療体制の整備】

- ・県は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）における相談体制を、海外発生期に引き続き継続し、国の要請により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

【患者への対応等】

- ・県は、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ・県は、感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の症例定義により患者（疑似症患者を含む。）と診断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう周知する。
- ・県は、国と連携し、必要と判断した場合には、県衛生研究所で新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、原則として県内での患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。
- ・県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応等を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

[医療機関等への情報提供]

- ・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・県は、県内感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- ・県は、引き続き、医薬品卸売販売業者等に抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、県内の在庫量の把握を行う。

[医療機関・薬局における警戒活動]

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

- 国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。
- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[事業者の対応]

- ・県は、国から要請があった場合、県内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[市民・事業者への呼びかけ]

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ・ 県は、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

①事業者の対応等

指定（地方）公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

①-2電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

県及び市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 緊急物資の運送等

3. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

- ・ 県は緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県及び市は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑤ 犯罪の予防・取締り

- ・ 県は国の指導・調整により、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

4. 県内感染期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
<p>○目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療提供体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 対策の実施については、発生状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、県民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。 4) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の県民生活・県民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

- ・県対策本部は、県内の患者発生状況を迅速に把握し、県内が感染期に入ったと判断したときは、国から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

① 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

県及び市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、

応援等の措置を行う。また、市において緊急事態措置を行えない状況となった場合は、他市町村へ応援を求める。

(2) 情報提供・共有

[情報提供]

- ・市は、県等と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。

[情報共有]

- ・市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供を継続し、対策の方針や現場の状況等の情報を的確に把握する。

[相談窓口の継続]

- ・引き続き、市は新型インフルエンザ相談窓口で市民からの相談に対応する。国からQ & Aの改定等があったときは、速やかに活用する。問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

(3) まん延防止に関する措置

[県内でのまん延防止対策]

- ① 市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨をする。
- ② 市は、県等と連携し事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- ③ 市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけを行うよう要請する。
 - ・市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設

Ⅲ 各段階における対策

4. 県内感染期

- や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ・ 県は、県内感染期と判断された場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の判断に従い対応を決定する。市は、県の決定に従い、呼び掛けを行う。
 - ・ 県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ①新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ・ 学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 予防接種

[予防接種]

- ・県は、ワクチンの供給予定等の情報などを県医師会や市町村等の関係機関に周知するとともに、当該関係機関と連携して接種体制等を調整する。
- ・市は、ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。
- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、市が行う接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・県は国と連携して、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンの流通等を確保し、速やかに供給するとともに、市は、特措法46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

[患者への対応等]

- ・国から県内感染期において要請があった場合は以下の対応を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ①県は、国と連携し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう県医師会や医療機関等に要請する。
 - ②県は、国と連携し、入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（健康福祉部）
 - ③県は、国と連携し、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
 - ④県は、国と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう国、県医師会、医療機関等と調整する。

[医療機関等への情報提供]

- ・ 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用]

- ・ 県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて国備蓄分の配分要請を行う。

[在宅で療養する患者への支援]

- ・ 市は、県等と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

[医療機関・薬局における警戒活動]

- ・ 県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ①県は、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ②県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等を行う。そのほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、診療体制や、感染防止及び衛生面の状況を考慮した上で、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[事業者の対応]

- ・ 県は、国の要請を受け、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[市民・事業者への呼びかけ]

- ・市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、呼びかけを行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。

①業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が行う、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ・各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

①-2電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

①-3運送・通信の確保

県内発生早期の記載を参照

②サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

④ 物資の売渡しの要請等

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及

び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・市は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

⑥ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

- ・市は、国、県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑦ 犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照。

⑧ 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ・市は、県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めたときは、それに基づいて対応する。
- ・県は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国の定めるところにより、埋葬又は火葬を行う。
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

⑨ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・県では、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、関係者に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

⑩ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・ 県は、事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等が経営不振等によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合には、相談窓口を設置するとともに、県等の制度融資やその他の活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。

⑪ 金銭債務の支払猶予等

- ・ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等の金銭債務の支払い等に影響が出る恐れのある場合には、国等の動向も踏まえ、対応策を速やかに検討する。

⑫ 通貨及び金融の安定

- ・ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。

小康期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
<p>○目的</p> <p>1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>○対策の考え方</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

(1) 実施体制

[対処方針の決定]

- ・ 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、必要に応じて対策を行う。

[緊急事態宣言の解除]

- ・ 市は、国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合には、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

[対策の評価・見直し]

- ・市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、県が行う行動計画、マニュアル等の改定等を踏まえて、市計画等の必要な見直し等を行う。

[対策本部の廃止]

- ・市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。ただし本部長が必要と認める場合は継続して設置する。

(2) 情報提供・共有

[情報提供]

- ・市は、県等と連携して、小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行うとともに、メディア等に対し、広報担当者から、市内の発生・対応状況について情報提供を行う。

[情報共有]

- ・市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

[相談窓口の縮小]

- ・市は、国の要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

(3) まん延防止に関する措置

市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(4) 予防接種

[予防接種]

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・市は、県等と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

[医療体制]

- ・ 県は、国と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻す。
- ・ 県は、不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・ 県は、国から、抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が示された場合は、医療機関に周知する。
- ・ 県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を確認し、必要に応じて追加備蓄等を行う。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

① 業務の再開

- ・ 県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

県内感染期の(6)-2⑩の記載を参照。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市、指定（地方）公共機関は、県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。

大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月

発行 大網白里市
編集 大網白里市 健康増進課
〒299-3251
千葉県大網白里市大網100番地2
